

# 土庄町いじめ防止基本方針

平成 26 年 10 月

土庄町

はじめに	1
1、基本的な考え方	1
(1) いじめの定義	1
(2) いじめに対する基本認識	1
(3) 豊かな人間関係を育む学校づくり	2
(4) いじめ問題への対応	2
① いじめの未然防止、早期発見・早期対応	2
② 家庭・地域との連携	3
③ 関係機関との連携	3
2、基本的施策・措置	3
(1) 土庄町教育委員会の対応	3
(2) 学校の対応	4
3、重大事態への対処	5
(1) 学校設置者又は学校による対処	5
(2) 地方公共団体の長による調査等	6
4、いじめ防止等を推進する体制	6
(1) 学校におけるいじめの防止等のための組織	6
(2) 土庄町いじめ問題対策連絡協議会	6
(3) 再調査のための附属機関	7
おわりに	7

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。学校におけるいじめは今大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生しています。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、児童生徒をとりまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況です。本町においては、教育委員会が中心となって、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んできたところです。

また、本町は「知・徳・体」の調和のとれた教育を目指しており、特に児童生徒の豊かな人間性の育成のため、道徳教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通じた心の教育を推進してきたところです。

土庄町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、児童生徒の尊厳を保持するという目的のもと、国・県・町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、本町におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

### 1、基本的な考え方

#### （1）いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定められているとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

#### （2）いじめに対する基本認識

学校は、さまざまな子どもたちが、1日の大半を過ごし、学び、生活する場であり、心身共に未成熟な子どもたちの集団であるために、人間関係において多くのトラブルや葛藤が生じます。それらを乗り越えることによ

って人間的に成長することができますが、時として、集団で少数の子どもを標的にしたいじめが発生することがあります。いじめには「いじめる側（加害者）」と「いじめられる側（被害者）」がいます。さらにいじめをああおったりおもしろがったりしている観衆、そしていじめを見て見ぬふりをしている傍観者です。これをいじめの四層構造といいます。いじめられる側は孤立感を深め、自己肯定感を喪失していきます。傍観者は、「自分には関係ない」、「止めようとする则自分がやられる」、「勇気がない」など自己防衛を図ります。その結果、いじめはエスカレートし深刻な事態を招いてしまう可能性があります。また、いじめの被害者であった子どもが次には加害者となってしまうこともおこります。学校や地域・保護者は、いじめはどの学校でもどのクラスでも起こりうるものという認識に立ち、子どもたちの中に「いじめは絶対に許さない」という意識を培う必要があります。

### (3) 豊かな人間関係を育む学校づくり

子どもたちは、成長の中で自分自身と向き合い、さまざまな人々との「かかわり」をとおして多くの社会性を身につけます。家庭や地域における人間関係のほか、小学校低学年では担任やクラスの友人との関係、高学年になるに従って他クラスの友人や上級生・下級生との関係が生まれます。中学生では、クラス以外にも、部活動や委員会等をとおした人間関係が生まれてきます。また、いろいろな体験活動をとおして地域の人たちとの関係が生まれます。いじめを許さない学級、学校づくりのためには、子どもたち自身がいじめと向き合い、いじめを乗り越える人間関係をつくっていく必要があります。

### (4) いじめ問題への対応

#### ① いじめの未然防止、早期発見・早期対応

未然防止に対しては、学校は人間関係を育むことに加え、子どもたち一人ひとりがかけがいのない存在として尊重されるよう、道徳教育や人権教育等を通して、子どもたちにいじめに対する意識を高める必要があると思います。また学校は、日頃から子どもたちの言動に注意を払い、つらい思いを抱えている子どもたちの早期発見・早期対応に努めることも大切です。そのためには、定期的なアンケートや個人面談等を活用し、子どもたちや保護者の声を受け止める機会を作る必要があると考えます。

早期発見・早期対応については、組織的に対応し、早期解決を図るこ

ととなります。いじめが確認された場合、何よりもまず、いじめを受けた子どもに寄り添い、その後いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する必要があります。いじめを行った子どもや、周囲で見ていた子どもたちに対しても、単に指導や注意を行うだけではなく、ともに寄り添い歩む姿勢を見せることが大切です。

なお、暴力を伴ういじめやインターネットを通じて行われているいじめ等、緊急性を有するものに対しては、一刻を争う迅速な対応が求められます。

## ② 家庭・地域との連携

子どもたちの心の成長には、家庭・地域との連携が欠かせません。子どもたちに対する心の教育は学校だけでできるものではありません。

「他者を尊重する」、「命を大切にする」、「他者を傷つけない」といった心を培うためには、家庭での取り組みも非常に大切です。いじめの背景には、家庭環境が影響していることも少なくありません。子どもたち一人ひとりが抱えている要因や背景を把握し、適切な指導や支援を行うことが必要です。

また、最近の傾向として学校のいじめが学校外の校外に広がるケース、あるいは、逆に校外のいじめが学校内に広がるケースも見られます。その場合、学校だけでは対応できないことがあります。そのため、学校はPTAや地域の関係団体等と連携し、情報を交換し合いながら地域社会全体で子どもたちを見守っていく体制を構築していくことも必要となります。

## ③ 関係機関との連携

いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、学校のみならず、医療、福祉、警察等、各関係機関と連携して対処する必要があります。教育委員会においては、それらの関係機関との適切な連携を図り、学校においても平素から、情報交換の機会を持ち情報の共有を行うとともに、いじめが発生した場合には、ともに協力して取り組むことが必要です。

## 2、基本的施策・措置

### (1) 土庄町教育委員会の対応

土庄町教育委員会では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向

け、次の取り組みを実施していきます。

- ① 児童生徒に対し、人権感覚や規範意識の向上を図り、いじめに対する認識を高めるために支援を行います。
- ② いじめ防止等のために、家庭、学校、関係機関及び地域との連携を図り、相互に対策が行われるよう努めます。
- ③ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し、児童生徒や保護者等へ周知を図っていきます。
- ④ P T Aや地域との団体と連携して、見守りや啓発活動を行います。
- ⑤ 香川県における11月の「いじめゼロ月間」に併せて、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるための広報その他の啓発活動を実施します。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察など関係機関と連携して実態把握に努めます。また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施します。
- ⑦ 定期的なアンケートや個人面談等により各学区が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受け、必要な助言を行います。
- ⑧ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者への助言を行う。

## (2) 学校の対応

学校ではこれまでも、道徳や特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて仲間づくりや人権教育等を行い、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めています。

これまでの取り組みを含め、いじめ防止対策推進法に基づき、次の取り組みを進めます。

- ① 学校いじめ防止対策基本方針の制定  
土庄町いじめ防止対策基本方針に基づき、各学校において、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定します。
- ② いじめ防止等の対策のための組織の設置  
いじめ防止対策担当者を中心に、管理職や児童生徒指導担当者等の教職員に加え、その他専門的な知識を有する者等により構成される組織を設置します。
- ③ 道徳教育・人権教育の充実  
いじめ防止のために道徳をはじめ、教科や特別活動の中で、子どもた

ちの心の豊かさを培い、「自分を大切にするとともに、他の人を大切に  
する」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識を醸成します。

④ 早期発見のための措置・アンケート結果の活用

ア 学校生活についてのアンケート等を実施し、いじめの早期発見・早  
期対応に務めます。

イ アンケート結果を全教職員で共有し、教職員のいじめに対する意識  
の向上を図るとともに、学校・学級における指導に活用します。

⑤ 情報モラル教育の推進

ア 携帯電話・スマートフォンを含めたインターネット上でのいじめ防  
止に向け、外部講師を招くなど情報教育を実施します。

イ 保護者や教員に対する啓発活動や研修を実施します。

⑥ いじめの事実確認と教育委員会への結果報告

ア 児童生徒や保護者等からいじめの相談等を受けたときは事実の確  
認を行うとともに、その結果を教育委員会に報告します。

イ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援等を行いま  
す。

ウ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助  
言等を行います。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警  
察署と連携します。

⑦ 基本方針の内容の点検と見直し

必要に応じて、取り組みが実情に即して適切に機能しているかどう  
か点検し、見直しを行います。

### 3、重大事態への対処

(1) 学校設置者又は学校による対処

① 事実関係を明確にするための調査

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた  
疑いがあると認めるとき、若しくはいじめにより児童生徒が、相当の  
期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合、学校は、直ちにいじ  
めに係る重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査を行いま  
す。

イ 学校が単独で事実関係を明確にするための調査を実施することが  
困難な場合、教育委員会は、学校の要請により、必要な支援を行いま  
す。

ウ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られな

いと教育委員会が判断した場合、教育委員会が調査を実施します。

② いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は教育委員会は①の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、必要な情報を提供します。

③ 町長及び県教育委員会への報告

いじめに係る重大事態が発生した際には、学校は町教育委員会を通じて町長に事態発生について速やかに報告します。なお、町教育委員会は、県教育委員会にも報告します。

(2) 地方公共団体の長による調査等

学校で発生した重大事態に関していじめ防止対策推進法第30条第2項で地方公共団体の長が行うことができることとされている調査については、第28条に基づき学校又は教育委員会による調査によって事実関係を十分明らかに出来ない場合等にとり得る最終的な措置として実施されます。土庄町の公立学校の場合、町長および教育委員会は、町長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。この場合、土庄町教育委員会においては、スクールカウンセラーの派遣等による重点的な支援や、必要な措置を講じます。

#### 4、いじめ防止等を推進する体制

(1) 学校におけるいじめの防止等のための組織

いじめ防止対策推進法第22条においては、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くことになっています。当該組織を構成する複数の教職員については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーなど、組織的対応の中核として機能するような体制を組むことが重要です。またこの組織は、当該学校における学校いじめ防止対策基本方針の策定や見直し、基本方針に基づく取組の実施や検証を行います。

(2) 土庄町いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止対策推進法第14条では、地方公共団体は、いじめの防止等



に關係する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとされています。土庄町教育委員会では、町内の学校が地域の様々な団体等と連携して、いじめ防止に関する措置をより実効的に行えるようにするため、「（仮称）土庄町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。この協議会において、土庄町いじめ防止対策基本方針に基づく学校、関係機関等の取り組み状況に関する情報を共有し、よりよい取り組みに向けて意見交換等を行います。

### （3）再調査のための附属機関

いじめ防止対策推進法の第30条第2項では、いじめに関する調査結果の報告を受けた地方公共団体の長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要と認めるときは、第28条第1項の規定により「附属機関」を設けて再調査を行うことができることになっています。土庄町の場合、「附属機関」として「土庄町いじめ問題等調査委員会」を設け、再調査を実施します。

## おわりに

いじめは、子どもだけの問題ではなく、すべての人たちの問題です。すべては子どもたちのために、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協力して、みんなが子どもたちを見守り、育むことが重要です。子どもが子どもらしく、この町で幸せな子ども時代を送れるよう、社会全体で取り組みを進めます。